

四日市市上下水道局告示第10号

四日市市上下水道局水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成2年四日市市水道局告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

改正後	改正前
2 収納取扱金融機関 株式会社 百五銀行 株式会社 三菱UFJ銀行 株式会社 みずほ銀行 株式会社 りそな銀行 株式会社 大垣共立銀行 三井住友信託銀行 株式会社 株式会社 愛知銀行 株式会社 中京銀行 株式会社 第三銀行 北伊勢上野信用金庫 <u>桑名三重信用金庫</u> 三重北農業協同組合 東海労働金庫 鈴鹿農業協同組合 三重県信用漁業協同組合連合会 株式会社商工組合中央金庫 株式会社 十六銀行 イオ信用組合 株式会社 ゆうちょ銀行 株式会社 滋賀銀行	2 収納取扱金融機関 株式会社 百五銀行 株式会社 三菱UFJ銀行 株式会社 みずほ銀行 株式会社 りそな銀行 株式会社 大垣共立銀行 三井住友信託銀行 株式会社 株式会社 愛知銀行 株式会社 中京銀行 株式会社 第三銀行 北伊勢上野信用金庫 <u>桑名信用金庫</u> 三重北農業協同組合 東海労働金庫 鈴鹿農業協同組合 三重県信用漁業協同組合連合会 株式会社商工組合中央金庫 株式会社 十六銀行 イオ信用組合 株式会社 ゆうちょ銀行 株式会社 滋賀銀行

附 則

この告示は、平成31年2月25日から施行する。

（上下水道局管理部経営企画課）